

広島県告示第百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市山野町大字山野及び神石郡神石高原町時安地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生源因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法規の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生源因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法規の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
区域の名称	土砂災害の発生源因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
区域の名称	土砂災害の発生源因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。